

ご旅行条件書(募集型企画旅行用)

この旅行は、株式会社タビックスジャパン[東京都中央区八丁堀 1-2-8 観比庁長官登録旅行業第197号](以下「当社」といいます)が企画・募集・実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取付条件説明書面及び旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 旅行代金
旅行代金は各コースごとに表示されています。出発日と利用人数で確認して下さい。また、子供代金は特別注釈のない場合、旅行開始前満3歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。海外の場合は満2歳以上12歳未満のお子様にご適用致します。子供代金が適用できない幼児であっても座席を使用する場合は、子供料金を申し付けます。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期
(1) ご来店にてご予約の場合、当社所定の旅行申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金又は取附料(しくは運賃)のそれぞれ一部又は全部として取扱いします。旅行予約は当社の承諾と申込金の受取をもって成立するものとします。

(2) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して5日以内(下記①)の手続きが必要です。この期間内に(1)の手続きがなされない場合は予約はなかったものとして取扱いします。旅行予約は当社の承諾と上記の申込金の受取をもって成立するものとします。

(3) 通称旅行より旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
① 当社は、当社が主催するレジャーカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、会員の署名をなくして旅行代金(申込金)等のお支払いを受け取ることと条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約(以下「通称旅行」といいます。)を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取附料を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

② 通称旅行の申込みの際は、会員は申込みをようとする「募集型企画旅行」の名称、「出発日」欄に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。

③ 通称旅行は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生した時に成立します。ただし当該旅行の申込みを承諾する旨の通知を電子メール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到達したときに成立します。

④ 通称旅行の「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

(4) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠の方、補聴器使用者の方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨をお申しください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

(5) 団体グループの場合のお申し込みは、その代表者を契約責任者として、契約の締結及び解除に関する契約執行を行います。

3. 残金のお支払い
旅行代金からお申込金を差し引いた残金を、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日から7日目に当たる日まで(場合によっては遅くとも前日まで)にお支払いください。

4. 追加料金
追加料金とは、航空会社の選択、航空便の選択、航空機の等級の選択、宿泊ホテルの指定の選択、1人部屋追加料金、延泊による宿泊料金、平日・休前日の選択、出発・帰着曜日の選択等により追加する代金となります。なお、申込金、取附料、運送料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

5. お申込み条件
(1) 15歳未満の方のご参加は親権者の同行が必要です。15歳以上20歳未満の方のご参加は親権者の同意書が必要です。場合により、同伴者の同行等を条件とする場合があります。

(2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、ご参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件に合致しない場合、ご参加をお断りすることがあります。

(3) 身体に障害のある方及び血圧異常、心臓病等現在健康を害している方は、その旨お申し出ください。健康を害している方は、医師の診断書を提出していただけます。団体旅行中に支障をきたすと当社が判断する場合は、同伴者の同行等を条件とする場合や、ご参加をお断りする場合があります。

(4) 当社は旅行中にお客様が疾病、傷害、その他の事由により医師の診断又は加療を要すると判断する場合は、必要な措置を取ることがあります。これにかかわる一切の費用はお客様の負担となります。

(5) お客様の都合による旅行中止は原則としてできません。

(6) お客様の都合により旅行の日程から離脱する場合には、その旨及び帰郷の有無について必ず添乗員又は係員にご連絡いただけます。

(7) 他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認め

られるときは、お申込みをお断りする場合があります。

(8) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合、ご参加をお断りする場合があります。

(9) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して偏激的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(10) お客様が風説を流布し、偽装若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

6. 確定書面(最終日程表)
確定した旅行日程、主要な運送機関の名称及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終日程表)は遅くとも旅行開始日の前日までにごお渡します。(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たるまでにお渡しできるような努力をします)ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合には旅行開始日より前にお渡しすることがあります。また、交付期日前であってもお問い合わせいただければ当社は手配状況についてご説明いたします。

7. 旅行代金に含まれるもの
(1) 利用運送機関の運賃・料金
旅行日程で明示した運送機関の運賃・料金(運送機関の課す付加運賃・料金〔原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る〕を含みません)。コースにより等級が異なります。特に表示のないときは、航空機の場合はエコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。

(2) バス料金
旅行日程で明示した送迎バス料金、都府県移動バス料金、観光バス料金

(3) 宿泊料金
旅行日程で明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(洋室の場合2人部屋に2名、個室の場合4人部屋に4名、個室を基準とします。)

(4) 食料料金
旅行日程で明示した食事の料金及び税・サービス料金

(5) 観光料金
旅行日程で明示した観光に伴う入場料金及びガイド料金

(6) 手荷物料金
お一人様スーツケース1個の手荷物の全行程中の運搬料金(重量は身の回り品を含めて20kgまで)。ただし、運送機関によって異なりますので詳しくは係員にお問い合わせください。なお、手荷物の運送は当旅行用運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。)

(7) 添乗サービス料金
添乗員が同行する場合にあっては、それにかかる必要経費

(8) 団体内でのチップ

8. 旅行代金に含まれないもの
前項のほかは旅行代金の中含まれていません。その一部は例示します。
(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容積、個数を超える分について)
(2) 飲食代、クリーニング代、電報、電話料、ホテルのルームサービス等に対するチップ、その他助成金食費等個人的対価の積立費用及びそれに伴うサービス料
(3) 傷害、疾病に關する治療費
(4) 渡航手續費(旅行券印刷代、保証代、査読料、予約保証料、傷害・疾病保険料及び渡航手續料等)
(5) 日本国内の旅客サービス施設使用料(空港施設使用料)
(6) 日本国内における自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
(7) 希望するオプションメニューの追加料金

(8) 税金(旅行日程で明示した、都市の空港増徴等)

(9) 運送機関の課す付加運賃料金(原価の水準の異常な変動に対応する為、一定の期間及び一定の条件下に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限る)※一部のコースを除く

9. 旅行内容の変更
当社も、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に於かない運送サービスの提供(遅延、目的地空港の変更等)その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由などを説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後にご説明します。

10. 旅行代金の額の変更
(1) 当社は、利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増徴又は減額されるときは、その増減又は減額される金

額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することがあります。

(2) (1)の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知いたします。

(3) (1)の定めるところにより旅行代金を減額するときは、利用する運送機関の運賃・料金の減少分だけ旅行代金を減額します。

(4) 当社は、上記9に基づき旅行内容の変更により旅行の実施に要する費用(当該旅行内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに對して取附料、運送料その他の取付料)、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。この減少又は増加が生じる場合(費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合は除きます。))には、当該旅行内容の変更の際この範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(5) 運送、宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる募集型企画旅行で、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人数が変更となったときは、旅行代金の額を変更することがあります。

11. お客様の交替
お客様は予め当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡すること(お客様の交替)ができます。この場合、当社所定の用紙にご所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。その際、당社指定の手数料をお支払いいただきます。

12. お客様による旅行契約の解除
(1) お客様は、いつでも次に定める取附料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通称旅行を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をなくして取附料の支払いを受けます。又、旅行契約が成立後コース及び出発日等を変更された場合も下記の取附料の対象となります。

旅行契約の解除期日	右記以外の旅行の取附料	PEX運賃等を利用する旅行の取附料(注2)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2～6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取附料等の額
2. 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降(3～5を除く)(注1)	旅行代金の10%	左記又は旅行契約締結時の航空券取附料等とのいずれか大きい額
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降(4～5を除く)	旅行代金の20%	
4. 旅行開始日の前々日以降(5を除く)	旅行代金の50%	
5. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

①[海外旅行の場合]本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する場合と本邦外へ出発地及び到着地とする場合。(2～4)に掲げる旅行契約を除く

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取附手数料、運送料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注3:航空券取附料等の額が旅行契約の取附料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用前航空会社の航空券取附料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

旅行契約の解除期日	取附料
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(2～4を除く)	旅行代金の20%
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(3～4を除く)	旅行代金の50%
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(4を除く)	旅行代金の80%
4. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

注2:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取附手数料、運送料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注3:航空券取附料等の額が旅行契約の取附料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用前航空会社の航空券取附料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

旅行契約の解除期日	取附料
1. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目に当たる日以降に解除する場合(2～4を除く)	旅行代金の20%
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(3～4を除く)	旅行代金の50%
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(4を除く)	旅行代金の80%
4. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降に解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注1:ピーク時とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、7月20日から8月31日までをいいます。

旅行契約の解除期日	取附料
③[海外旅行の場合]海外旅行日程中3泊以上のクルーズ日程を含む場合(次項に掲げる旅行契約を除く)	別途お渡しする取附料規定(シフレスト)等ご適用する場合があります。))によります。

旅行契約の解除期日	取附料
④[海外旅行の場合](本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約)	当該船舶に係る取附料の規定によります。

⑤[国内旅行の場合](次項に掲げる旅行契約を除く。)

旅行契約の解除期日	右記以外の旅行の取附料	PEX運賃等を利用する旅行の取附料(注1)
1. 旅行契約締結後解除する場合(2～6を除く)	—	旅行契約締結時の航空券取附料等の額
2. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に(日曜)旅行にあつては10日目に当たる日以降(3～6を除く)	旅行代金の20%	左記又は旅行契約締結時の航空券取附料等のいずれか大きい額
3. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降(4～6を除く)	旅行代金の30%	
4. 旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
5. 旅行開始当日(6を除く)	旅行代金の50%	
6. 旅行開始後又は無連絡不参加の場合		旅行代金の100%

注1:航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(PEX運賃等)を利用する募集型企画旅行契約であって、当該コースにて当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに当該航空券に關して航空会社が定める取附手数料、運送料、払戻手数料、その他の航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示した場合に適用します。

注2:航空券取附料等の額が旅行契約の取附料となる場合に、発券した航空券の運賃種別を解除することを希望するお客様は販売店にお申し出ください。利用前航空会社の航空券取附料はそれぞれその航空会社のウェブサイトでご確認頂けます。不明な点は販売店にお問い合わせください。

旅行契約の解除期日	取附料
⑥[国内旅行の場合](貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約)	当該船舶に係る取附料の規定によります。

(2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱い上及びその他機手続上上の事由に基づきお取直ししたる場合も、上記の取附料をお支払いいただきます。

(3) ご変更及びお取直しにつきましては、営業時間内にお申込みの販売店にお申し出いただけます。

(4) お客様は、次に掲げる場合においては、(1)の規定にかかわらず旅行開始前にお取附料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が22.(3)項の下表左欄に掲げるものその他の重要な変更となるときに限ります。

② 上記10.(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが増大したとき。

④ 当社が旅行者に対し、上記6.の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(5) お客様は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げられたときは、(1)の規定にかかわらず、取附料を支払うことなく、旅行サービスの受取を拒否することができることとなった部分の契約を解除することができます。

(6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受取ることができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに對して、取附料、運送料その他の既に支払ひ、又はこれらを支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない)に限りします。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

13. 当社による旅行契約の解除(旅行開始前)
(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様ご理由を説明して、旅行開始前募集型企画旅行契約を解除することができます。

① お客様が当社にあらから明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の

